

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【10】

2. 日時：令和3年10月27日 14時00分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、岩崎保安規定二係長

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他1名

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他14名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	。
0:00:02	規制庁のテルイです。それでは島根 2 号機の設工認のヒアリングを始めたいと思います。それでは説明をお願いします。
0:00:13	中国電力ニシサコでございます。日当たりましてまた資料の確認の方させていただきます。
0:00:20	本日の資料ですけれども、一つ目が増える演出起動 016 と基本設計方針の 16 条 45 条に関する説明資料、
0:00:31	以下が二つ目が同じく機能をゼロに 7 でと同じく 27 条の説明資料、
0:00:37	同じく昨日 028 で 28 条の説明資料、
0:00:41	同じく昨日 029 で 29 条の説明資料、
0:00:45	同じく昨日 030 で 30 条の説明資料同じく昨日の 31 で 31 条の説明資料となります以上 6 点になります。よろしいでしょうか。
0:00:57	規制庁のテルイです。大丈夫でそれが説明をお願いします。
0:01:03	中国電力のタカトリでございます。まず本日の進め方でございますけれども、今回 7 条文ございます 75 の基本設計方針Ⅱがございますので各条文の先行審査プラントと記載の比較におけるそういう主に説明させていただきます、
0:01:22	一通り説明が終わってから、各条文の質疑応答させていただく形で進めたいと思いますけれどもよろしいでしょうか、どうぞお成長のテルイです。それで結構です。
0:01:34	中国電力のタカトリです。ありがとうございます。それでは説明者のほうから説明を始めさせていただきますと思います。
0:01:43	中国電力の小川です。それでは 16 条 45 条に関する基本設計方針の説明をさせていただきます。
0:01:52	16 条につきましては、全交流動力電源喪失対策設備についてになりますけれども、こちらは 45 条の保安電源設備の直流電源設備の記載と同じものになりますので、40、16 条と 45 条合わせて、非常用電源設備の基本設計方針ということで説明をする。
0:02:12	させていただきます。それでは資料、
0:02:17	NUSにiPhone機の 016 をご覧ください。
0:02:24	資料の 63 ページです。
0:02:28	こちら、非常用電源設備の基本設計方針 2 の比較表になります。
0:02:35	非常用電源よろしいでしょうか。
0:02:41	規制庁てるSI大丈夫です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	はい、では続けさせていただきます。
0:02:46	非常用電源設備の 63 ページなんですけども非常用電源設備の電源構成についてになります。まずそういう理由につき層位箇所につきまして説明をさせていただきます。層位箇所ですけれども、こちらは、
0:03:02	まず一つ目としまして、高エネルギーアーク損壊皮膚についてに関する記載になります。
0:03:12	東海第 2 については寄付に関する記載はありません。柏崎については●●●ということが記載されておりまして、こちらが島根との相違になります。
0:03:28	これらの相違につきましては、技術基準規則改正時の経過措置によるものと、いうふうに考えておりまして記載を異なるものと認識しております。島根は、
0:03:42	これにつきましては、経過措置関係なく、皮膚対策について、補正をいたしますので、そういうとして来挙げております。
0:03:50	金融庁照井です。すいません。すいません。よろしいですか。
0:03:54	今ちょっと御発言の中に日線コードの記載の内容を多分御説明いただいたと思うんですけど、資料上起こって非公開の範囲だと思うんですけど。
0:04:08	問題ないですか。
0:04:21	中国電力ニシサコでございます。ちょっとすみません
0:04:25	金利がちょっと行き届いておりませんでしたので、ちょっと先行炉の説明でもすみませんちょっと余計削除を光らせていただければと思いますがいかがでしょうか。
0:04:36	わかりました。ちょっと各議事録を作ったときには確認をしますが、被告はいいということで問題、それはその後ご認識ということでよろしいですか。
0:04:50	。
0:04:52	中国電力のタカトリでございます。その非公開範囲ということで認識しております。今後気をつけます。よろしくお願ひします。規制庁のテルイですわかりました非公開範囲を誤ってしゃべっているということでその部分についてはちょっとあの公開する際にはこちらで所席をしておきます
0:05:11	ちょっと気をつけて説明していただければと思います。以上です。
0:05:17	はい、中国電力の小川です。申し訳ありませんでした以後気をつけて発言をいたします。説明をさせていただきます。
0:05:26	すいません。では、よろしければ、続きまして、64 ページになります。
0:05:36	こちら層位箇所 2 ヶ所ございますが、こちらはどちらの相違につきましても、柏崎との相違になりまして、高圧炉心スプレイ系の有無に関する記載の相違になっております。
0:05:52	また

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:55	島根の 64 ページのちまでの記載の一番下の 2 行なんですけども、こちらにつきましてそ実線を引いておりますが、こちらについては、リリースれる発電機の起動時間に関する総意ということでして、設備の相違ということで実践を聞いております。
0:06:13	すいませんそういう理由のほうがちょっと次のページに設備の相違ということで記載しておりますけども、実践で認識識別をしております。
0:06:23	続きまして、65 ページになります。
0:06:28	こちらは、
0:06:30	直流電源設備に関する記載です。
0:06:34	そういう箇所としましては、家依頼に層位としまして常設代替交流電源設備からの給電が開始されるまでの時間が異なるというところ、あとは柏崎との相違としまして、時間の相違がありまして、
0:06:51	こちら常設代替交流電源設備から給電が開始されなかった場合の時間も含めまして、す。
0:07:00	島根のほうは島根柏崎ともに考慮しているというところで、その時間の相違がございます。
0:07:07	その下二つの相違につきましては、
0:07:10	直流電源設備の構成蓄電池が異なるための設備の相違ということで設備の相違として記載をしております。
0:07:20	続きまして、66 ページになります。
0:07:27	こちらの相違はまず計測制御用電源設備の母線構成が異なるというところの設備の相違が低い箇所でございます。
0:07:37	その下の相違につきましてですが、こちらにつきましては
0:07:44	島根のほうの
0:07:47	こちらが未臨界維持の確認に使用する設備につきまして、島根のほうは、SR Aも使用するというところで設置許可の審査のときにも議論をさせていただいたものではありますけども、再度記載をしております。
0:08:04	こちらについては、
0:08:08	他社の設備との構成が異なりますので、島根のほうではAPRMあとは制御棒位置に関するなく制御棒手動操作系による制御棒の全挿入を確認するということで同等の
0:08:26	確認が可能というふうに考えております。
0:08:32	続きまして 67 ページです。
0:08:38	こちらにつきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:41	島根のトレン電源装置がA系とB系統へ給電時間が異なるため、設置許可の記載内容を考慮して記載を書き分けたものになっておりますが、
0:08:54	またあと柏崎とはそっちの給電時間が異なるため、その点を設備の相違ということで記載しております。
0:09:03	続きまして、4 ポツ目の燃料設備になります。
0:09:09	こちら
0:09:12	東海第 2 のほうは、
0:09:16	すいません島根のほうは、常設代替交流電源設備の燃料を非常用交流電源設備の燃料タンクと兼用しないと。
0:09:27	すみません肥料用そうですねとDBとSA兼用しないというところで設備の相違を記載しております。
0:09:35	また、
0:09:37	柏崎との相違としまして、高圧炉心スプレイ系の設置の有無というところで、設備の相違を記載しております。
0:09:46	以上で、非常用電源設備に関する基本設計方針の説明を終わりにして、引き続きまして常用電源設備の基本設計方針に関する説明を行います。ここで説明者を交代いたします。
0:10:07	金額の統合前です。それでは引き続きまして、弁償個別項目のうち法律説明を基本設計方針について御説明いたします。
0:10:17	68 ページをご覧ください。
0:10:19	ト一カイ殿と柏崎刈羽の中段 7000 ヶ所がございます。特に重要な施設に給電する系統においてはで始まる文章がございますが、
0:10:37	はい。
0:10:40	給電する系統モーターという文章を
0:10:43	他社の記載も踏まえより明確化するため、当社も記載して記載しますので
0:10:49	連絡さします。
0:10:53	続きまして、備考欄の一つ目の設備の相違ですが、中央位置に
0:11:00	常用高圧母線の構成について説明しており、島根 2 号機の場合日本に母線で構成しておりますが、
0:11:09	他社と募集数が違いますので、備考欄に設備の相違送電系統の相違を記載しております。
0:11:19	続いて備考欄の二つ目の設備の相違ですが、
0:11:24	それから違うに実線で示している箇所がございますので、そこは
0:11:30	島根 2 号機には、当該設備はございませんので、弁設備の相違として記載しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:42	島根 2 号機、最下段の実践仮想ご覧ください。備考欄三つ目の設備の相違箇所 所にモニタリングポスト用非常用発電機。
0:11:53	ということに記載しておりましたが、正しくは要目表のモニタリングポスト用 発電機ですので、申請させていただきます。
0:12:05	そういう箇所につきましては島根 2 号機は法務電源設備として位置づけるモ ニタリングポスト用発電機。
0:12:12	モニタリングポスト用無停電電源装置について記載しております。
0:12:17	これは設置許可における保安電源設備に係る審査、また設置変更許可申請 書の記載事項を踏まえて申請を行っているものでございます。
0:12:30	続きまして 69 ページをご覧ください。
0:12:35	68 ページからの続きで、2 月の設備の相違がございます。
0:12:41	一つ目の設備の装備ですが、直流電源設備の総負荷の相違です。
0:12:46	島根 2 号機は常用の直流電源設備は、タービンの非常に油ポンプ発電機能 非常用密封RIポンプ等へ給電する設計としておりますので、設備の相違とし て識別しております。
0:13:02	二つ目の設備の相違は計装用電源、
0:13:06	継続制御用電源設備の構成の相違です。
0:13:10	島根 2 号機は重要の計測制御用電源設備は一般計装母線及び計装用無停 電交流電源装置で構成しています。
0:13:24	続きまして、1 ポツ 1 ポツに一層の回路の開放に対する検知及び電力の安定 性回復の項目ですが、二つの設備の相違と一つの運用の相違はございます。
0:13:40	一つ目と二つの設備の相違として送電線の電圧の相違がありますので、送電 系統の総意として識別しております。
0:13:49	運用の相違といたしましてはトーカイ殿とのそういう箇所を記載しています。
0:13:55	島根 2 号機は保護継電器による検知が期待できない場合やその兆候を早期 に検知する手段として、101000 件を記載しております。
0:14:11	続きまして 70 ページをご覧ください。
0:14:14	1 ポツに電線の独立性及び物理的分類について、潜航トランプその総括です が、送電線の電圧の相違。
0:14:25	あと変電所の相違により、設備の相違相似全系統の相違のほか、柏崎等の 記載方針の相違が 1 ヶ所ございます。
0:14:35	備考欄の三つ目のポツ一番下の突合活性先との相違か。
0:14:41	相違理由をご覧ください。
0:14:44	島根 2 号機は北松井変電所が停止した際の電力供給方法について記載を行 っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:53	続きまして 71 ページをご覧ください。
0:14:57	71 ページの一番上の行の記載方針の記載についてご説明します。
0:15:04	中国電力ネットワーク株式会社の津田変電所からの 66kV送電線は、島根原子力発電所から約 1km離れた、中国電力ネットワーク株式会社鹿島変電所にかしませんに回線 1Lにメールで連携しており、
0:15:21	中国電力によっては(株)かしませんとして、河川による分岐して、つまり原子力発電所と連携していますが、
0:15:30	プラントの定検サージにおきまして、220kV送電線で受電できない場合は、敦賀変電所より 66kV送電線を使用して受電します。
0:15:41	そのときに貸しません見えるが点検または以上で停止した場合の外部電源事前提示について、島根 2 号機は記載しております。
0:15:54	続きまして 71 ページの中段の設備の相違ですが、
0:16:05	島根 2 号機はこの
0:16:07	送電線の近接箇所に関わる記載をしてございません。これは島根原子力発電所に接続される送電線で接近しているものは、
0:16:17	500kV送電線等 220kVの送電線でございますが、
0:16:22	500kV送電線につきましては、島根 2 号機の認可を出して対象外であるため、記載しておりません。
0:16:35	あと、
0:16:36	続きまして、71 ページ一番下の設備の相違について御説明させていただきます。
0:16:43	訂正箇所が 2 ヶ所ございます。
0:16:46	1 点目ですが、東海第 2 柏崎さんとも
0:16:53	妥当性がある懸垂碍子について記載しておりますが、当社は大変その範囲として送電線から引き込むラインを含めた場合には、島根 2 号機も
0:17:08	どうかとう性のある懸垂碍子が設置されておりますので、無線で識別しておりましたが、Asano期待も踏まえ、当社も記載することが適切であると考え、
0:17:19	耐震性の高い可撓性のある懸垂碍子を記載し、
0:17:23	内不正を削除させていただきます。
0:17:28	2 点目の修正ガスですが、
0:17:31	●●●に並み走引いておりましたが、
0:17:36	当社はガス絶縁複合開閉装置を設置しておりますので、ここは実線に訂正させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:47	71 ページの最下段ですが、当トーカイ殿との差異として島根 2 号機はガス絶縁開閉装置の保険にガス絶縁複合開閉装置をしています使用していることを記載しております。
0:18:02	また、津波の影響に関する記載ですが、島根 2 号機の開閉所機器及び送受電設備につきましては、LG5m防犯域で防護しており、津波の影響は受けません。
0:18:15	このことにつきましては 72 ページの備考欄に記載しております。
0:18:21	説明は以上となります。
0:18:25	規制庁のテルイDFすいません。先ほどの修正箇所の御説明のところですけど、また同じように変更の記載をそのままご発言なされたようなのでですね、先ほども申しましたけれども、
0:18:45	気をつけて御発言をいただければと思います。以上です。
0:18:49	中国電力のタカトリでございますセンコーさんの名前は発現しないようにいたします申し訳ございません動きをつけます。
0:19:06	中国電力のノウミです。
0:19:09	それでは、
0:19:10	引き続き、各資料の
0:19:13	比較表にて先行との人多い箇所を中心に御説明させていただきます。
0:19:20	資料番号NSにiPhone来iPhone027 の第 27 条原子炉冷却材圧力バウンダリをご覧ください。
0:19:34	通し番号 12 ページの比較表をご覧ください。
0:19:40	先行プラントとの相違箇所は 4 ヶ所ございます。
0:19:45	一つ目は、先行プラントの東海第 2 柏崎 7 号との記載方針の相違であり、
0:19:53	設計方針が相違しているものではございません。
0:19:58	島根 2 号につきましても同様の管理は行っているところです。
0:20:05	二つ目は、
0:20:06	東海第 2 との相違となります。
0:20:09	島根 2 号では、運用によるものは保安規定で定めることを記載していることによる運用の総意としております。
0:20:22	三つ目は、
0:20:24	島根 2 号が採用している。
0:20:27	原子炉中性子計装系と先行プラントの東海第 2 柏崎 7 号が採用している総計が異なることによる、
0:20:39	原子炉スクラム条件の相違となります。
0:20:46	四つ目は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:48	BWRとABWRとの
0:20:52	炉型の総意によるものであり、
0:20:54	設計方針が相違しているものではございません。
0:21:02	次に、
0:21:03	東芝の 14 ページの比較表をご覧ください。
0:21:09	そういう箇所につきましては、1 ヶ所ございます。
0:21:14	しゃ断器 7 号のABWRは、
0:21:18	ホウ酸水注入系及び
0:21:21	その隔離弁が、
0:21:22	原子炉冷却材圧力バウンダリの対象となるため、その設計方針について記載されておりますが、
0:21:31	島根 2 号では、
0:21:33	ホウ酸水注入系は原子炉冷却材圧力バウンダリから除外されるため、記載をしておりません。
0:21:42	27 条の御説明については以上です。
0:21:47	ここで一旦説明者を交代させていただきます。
0:21:56	では引き続き、28 条、原子炉冷却材圧力バウンダリの基本設計方針について説明する時刻に／べきです。
0:22:06	えっ。
0:22:07	28 条の原子力冷却材圧力バウンダリの基本設計の隔離装置等の基本設計方針で御説明させていただきますと資料番号NS2-き 028 をご覧ください。
0:22:25	こちらのページ数、通し番号で言うて 12 ページからが基本設計方針の比較表になります。
0:22:33	主に変更できることを比較サイトについて御説明させていただきます。
0:22:38	12 ページは多い箇所はございません。
0:22:41	めくっていただきまして 13 ページ、こちら、
0:22:45	原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい監視装置の記載になっております。
0:22:50	この細部についてご説明いたします。
0:22:53	まず上から 3 行目ですか。こちらも先行電力と比較しまして減少冷却材の漏えい検出装置がそうしているため、
0:23:04	設備の相違として実践を引き以降は、①の相違と、
0:23:08	して記載をしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	あと、今この 3 行目の記載、つまり日本の記載なのですが、今こちらドライウェル内サンプ水量という記載をしているのですが、これは具体的に言いますと、
0:23:23	ドライウェル床ドレンサンプ沿い及びドライウェル機器ドレンサンプ水のことを示しております、
0:23:30	今現状今、設置変更許可申請書の記載を引用してこのような記載にしているのですが、
0:23:36	後段の記載と整合を図るといふのとあと先行電力さんは、具体的な設備名称を記載しているということがありますので、次回提出時際にはこのドライウェル内サンプ水量っていうのを記載を、
0:23:49	ドライウェル床プレーンサンプ水。
0:23:52	ドライウェル機器ドレンサンプ水という記載にちょっと修正して提出させていただきます。
0:23:58	引き続き追い風について御説明いたします。
0:24:02	2 段落目の項以下表をこちら先ほどと同じく、
0:24:07	漏えい予見する想定の違いとなっております。
0:24:11	3 段落目につきましても、
0:24:15	漏えい検出装置の違いによる設置場所の違いとなっております。
0:24:21	4 段落目のそういう箇所も同様です。
0:24:25	来段落目につきましては、
0:24:27	こちら、
0:24:29	設備構成の相違による運用のそういったことで、
0:24:34	ちょっと島根については、概要する。
0:24:36	該当する運用しておりませんので、記載しております。
0:24:43	最後 6 段落目、こちら同様とする想定の違いとなっております。
0:24:51	次に硫 4 ページ目。
0:24:53	いや、
0:24:55	こちら添 4 ホウ酸水注入系ですが、こちらは ABWR と PWR の方の違いとなっております。
0:25:04	28 条については以上となります。
0:25:06	説明者の交代いたします。
0:25:12	中国電力のノウミです。
0:25:15	続きまして、
0:25:16	資料番号 NS に
0:25:19	iPhone 来海盆 029 の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:23	第 29 条 1 次冷却材処理装置について御説明させていただきます。
0:25:31	通し番号で 4 ページから 5 ページの比較表をご覧ください。
0:25:38	こちらは東海第 2 柏崎 7 号と
0:25:43	名称の相違点総意としての
0:25:47	津波線のみとなりますので、
0:25:50	設計方針が相違しているものではございません。
0:25:55	29 条の説明については以上です。
0:26:02	続きまして、資料番号 NS に iPhone 定義海盆 030-
0:26:10	第 30 条、
0:26:13	逆止め弁について御説明させていただきます。
0:26:19	通し番号で 4 ページの比較表をご覧ください。
0:26:25	こちらは先行プラントと。
0:26:28	同様の記載であり、そういう箇所はございません。
0:26:33	安重上の説明については以上です。
0:26:39	最後になりますが、
0:26:41	事業番号
0:26:43	NS に
0:26:44	iPhone 日海盆 031 の
0:26:49	第 31 条蒸気タービンについて御説明させていただきます。
0:26:56	本条文につきましては、
0:26:58	平成 27 年
0:27:01	2 月 25 日付で
0:27:04	蒸気タービンの射出さ軸等の共同影響に関わる工事で提出させていただきました工事計画届け出書、
0:27:15	の蒸気タービンの基本設計方針の記載をもとに構成しております。
0:27:25	通し番号で 23 ページをご覧ください。
0:27:32	先行プラント、
0:27:34	東海第 2 多少でき 7 号との相違箇所として 3 ヶ所ございます。
0:27:41	一つ目と三つ目は、記載方針の相違。
0:27:46	二つ目は、設備の相違であり、
0:27:49	設計方針が相違しているものではございません。
0:27:56	通し番号で 24 ページをご覧ください。
0:28:02	先行プラント、東海第 2 柏崎 7 号との相違箇所として、
0:28:08	2 ヶ所ございますが、
0:28:10	いずれも記載方針の相違であり、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:14	設計方針が相違しているものではございません。
0:28:22	通し番号で
0:28:23	25 ページをご覧ください。
0:28:28	先行プラントとの相違箇所として、
0:28:32	3ヶ所ございまして、
0:28:34	一つ目は、
0:28:35	東海第2 柏崎7号との相違として、
0:28:40	●●●
0:28:49	●●●に関する記載は、
0:28:58	島根2号につきましては、通し番号で
0:29:03	26 ページの
0:29:05	1ポツ2行の
0:29:08	31条、19に記載しておりますので、
0:29:13	資料構成の相違となります。
0:29:19	二つ目の相違箇所は、
0:29:22	東海第2、
0:29:23	塩崎7号との
0:29:26	設備の相違によるものであり、
0:29:29	復水器の真空度 96.3kPaを
0:29:34	確保するための条件の相違です。
0:29:40	三つ目の相違箇所は、東海第2との相違となりますが、
0:29:45	これは新検査制度施行に伴う沿いであり、設計方針が相違しているものでは ございません。
0:29:56	通し番号で
0:29:58	26 ページをご覧ください。
0:30:02	先行プラントとの地層多い箇所として7ヶ所ございまして、
0:30:08	一つ目。
0:30:10	三つ目。
0:30:12	五つ目。
0:30:13	六つ目、
0:30:15	七つ目の
0:30:16	そういう箇所につきましては、東海第2、
0:30:20	柏崎7号との記載方針の相違によるものであり、
0:30:25	設計方針が相違しているのではございません。
0:30:31	二つ目の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:33	遠い箇所は、
0:30:35	東海第 2 との相違となりますが、
0:30:39	共用設備の
0:30:41	総意であり、
0:30:43	こちらも設計方針が相違してんのではございません。
0:30:50	四つ目の相違箇所は、
0:30:52	東海第 2、
0:30:54	柏崎 7 号との相違となりますが、
0:30:57	先ほど通し番号 25 ページの相違で、
0:31:02	御説明させていただきました。
0:31:05	資料構成の相違の記載箇所となります。
0:31:11	31 条の説明については以上です。
0:31:15	当社からの説明は以上となります。
0:31:24	規制庁の功刀です。御説明ありがとうございました。先ほどの御説明でも、いやいやあやしいところがあったのですね、
0:31:33	先行のところを、
0:31:37	その読み上げなきゃいけないと聞いとかは例えば何行目とかなん何パラグラフ名とか、その場所を指定していただければ、サム読み上げなくてもわかるのでですね。
0:31:52	ぜひ
0:31:55	まずこの資料を御社がマスキングしているものですから、それを発言をしないように
0:32:03	お願いをしたいというふうに、まず最初にもう今日だけでこれ 3 回議運ですけど、ぜひお願いをしたいと思います。
0:32:12	まずはお願いとして言っとくんですけど、まず、
0:32:19	最初の 16 条 45 条から確認をさせていただければと思います。
0:32:35	規制庁のイワサキです。まず 16 条と 45 条のところですね等通しページの 64 ページのところ、
0:32:51	最後の
0:32:53	後ろから 2 行目ですね、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機等、
0:33:04	そのほかの発電機の方で
0:33:07	時間を 10 秒と 13 病棟を分けていますけれども、
0:33:11	これは今後
0:33:17	この条文の細かい説明をしていく中で、
0:33:21	これらは 10 秒と 13 秒で

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:24	稼働時間を満足しますよという説明は今後あるっていう認識よろしいですかね。
0:33:37	中国電力の小川です。
0:33:40	非常用電源設備の説明個別の説明書としましては出力の決定に関する説明書たと設定根拠になるかと思うんですけども、そちらのほうで
0:33:56	出力が満足しているということは御説明をさせていただきたいというふうに考えております。ちょっと起動時間につきましては、
0:34:05	そっか、その辺りで御確認できるかどうか再度確認をさせていただきたいと思いますが、法令でよろしいでしょうか。
0:34:16	わかりました。なんか明確に分けているので、今後そういう説明があるのかなと思ったので、はい、よろしくお願いします。
0:34:26	はい、了解いたしました。
0:34:28	中国電力の小川です。了解いたしました。
0:34:34	はい。
0:34:37	規制庁のイワサキです。あとですね、
0:34:43	大間っ子いいんですけども、67 ページのですね、
0:34:51	備考のところでは設備の層、それから 3 ポツ目ですかね設備の相違で
0:35:01	これは東海令和委員にとも相違で島根 2 号機は常設代替交流電源設備の燃料として非常用交流電源室という燃料単価を兼用しないとか言ってるんですけどこれは中の
0:35:15	ぱっと読んだ感じ、設備っていうか運用の相違ないような気がするんですけど。
0:35:22	これは設備のなんで設備の相違なんですかね。
0:35:25	はい。
0:35:26	はい、中国電力の小川です。こちらにつきましては常設代替交流電源設備として島根はガスタービン発電機を設けておまして、ガスタービン発電機専用のタンクを設けておりますので、
0:35:42	節タンクが異なるということで設備の相違ということで整理をしております。
0:35:48	以上です。
0:35:53	はい。
0:35:54	旅行へ規制庁イワサキです。了解しました。
0:35:58	ふうん。
0:36:01	会社での備考のところにそのように書いていただけますかなんかごめんなさい私はこう読んだ限りような形で運用の相違みたいだなと感じたのって。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:13	そういうふうタンクが違いますよというふうに書いていただければなと思います。
0:36:21	はい、中国電力の小川です。了解いたしました記載のほうを見直させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
0:36:30	規制庁イワサキですよろしくお願いします。続きまして 71 ページなんですけれども、
0:36:41	設備の相違のところですね、
0:36:47	近接箇所のところ特に第 2 と。
0:36:51	柏崎 7 号の島根の注いで清掃しまでのほうでは 500kV と 220kV 二つ記述してますけど、500kV、
0:37:04	認可対象外だから、記載していないと書いてあるんですけど。
0:37:08	Aさんといいます破損。
0:37:16	2、
0:37:17	片方はその認可対象。
0:37:22	いない。
0:37:24	どうしてもその近接しているのであればその 220kV の項はその近接している対策をとって、
0:37:33	取るべきだと考えるんですけどもこれは、
0:37:36	そもそもとってあるっていう認識でよろしいですか。
0:37:42	中国電力と同様です。島根原子力発電所に接続される送電線で近接しているものは 220kV 電シミズ原子力艦船の No.3 という、500kV 診療白く幹線 No.5 鉄塔です。
0:38:00	専務張力方向に倒壊することを考慮すると。
0:38:05	互いの可塑性に影響を及ぼすことはないと考えております。
0:38:10	それでも万一 500kV 島根原子力艦船を 220kV 第 2 島根原子力艦船でアガワに倒壊したとしましても、66kV 稼がせ線 1 回線にて電源の確保が可能です。以上です。
0:38:31	規制庁イワサキです。そそうなる、何かその認可対象だからいい要らないんじゃないと思うんですけどねその理由として、
0:38:41	いや、適切にそうそういうなぜ層厚記載落としているかという理由を書いていたければなと思うんですが、いかがでしょうか。
0:38:56	招集要領とすぐどうのこうの等によりまず承知しました一部検討して記載を見直します。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:05	規制庁のテルイです。今イワサキが言った通りだと思んですけど、220kVの送電線は認可対象設備Eコマースの2号機設備ですから、その2号機設備に対する
0:39:21	設計上の考慮ということで、来被災する必要があるのかないのかっていうのをちゃんと検討していただければいいと思いますので、よろしくお願いします。
0:39:35	中国ろうきんです町長さん。
0:39:43	規制庁のテルイです引き続き、
0:39:47	何点か確認をさせていただきますけど、これ一考細かいのと僕の聞き間違いかもしれないですけど、69ページの
0:39:56	45条の46のところでは計算機用無停電、
0:40:02	交流電源装置って書いてあるんですけど、ちょっと御説明の中で、計装用無停電交流電源装置とおっしゃられたような気がしたので、名称はこれで合ってますかっていうのが確認ですけど。
0:40:16	中国の没水計算機能及び交流の増資で7000以上です。
0:40:24	はい。
0:40:25	一休とのテルイですわかりました。
0:40:28	そう。
0:40:30	総務部で
0:40:34	それと比較表の65ページの45条の37の
0:40:43	1パラ目かな。4513条のこの下の
0:40:48	ただ僕また書きのところがなんですけど。
0:40:51	ここをこれらの区分は、
0:40:54	多重性及び独立性を確保するって書いてあるんですけど、ちょっとその区分が多重性、
0:41:01	当独立性を確保すると言っているのかですね。
0:41:04	ちょっと何かその引き表現として違和感があるんですけど、ここを区分としてるいいとはどういう意図ですか。
0:41:15	はい、中国電力の小川です。
0:41:18	こちらの記載なんですけれどもこの記載前後にもありますように、115V系等、230V系等ということで電圧でも系統を使用しております。安全区分を示す
0:41:34	I系2系統というところと系統というところで今度避けるために設置許可のときからの区分ということで、御説明をさせていただいております、その記載をこちらの基本設計方針のほうにも反映したと。
0:41:52	いうところで整理をしております。
0:41:55	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:58	既設のテルイですね、これもそうすると結局各コード総合管理っているということで様式7のほうでも出てきますからね。
0:42:09	ちょっとまだ見つけるっていうんですけど。
0:42:18	当初予算で3ページですね、規制庁テルイですと33ページでも確認できたので説明了解です。
0:42:29	それから、この進んで
0:42:34	表の67ページなんですけど。
0:42:43	45条の30番ですね。
0:42:46	ここに出えディーゼル比Eで家ディーゼル燃料貯蔵タンクBディーゼル燃料貯蔵タンク及びディーゼル燃料貯蔵タンクと書いてあるんですけど、この最後のAもBもついてないディーゼル燃料消防タンクって、
0:43:02	なんですけど、何ですかって言う人もあれなんですけど。
0:43:10	はい、中国電力のイタイガワでございます。
0:43:14	AもBもついてない町タンクは、高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電設備の燃料貯蔵タンクになります。
0:43:25	以上です。
0:43:27	規制庁のテルイですとかありますし、高圧炉心スプレイ系のディーゼル燃料貯蔵タンクって特にその
0:43:36	地形とか、或いはそういった名称ってつけてなくて裸でディーゼル燃料貯蔵タンク使ってるんですけど。
0:43:45	。
0:43:47	教訓ログのイタイガワです。
0:43:50	日については頭に系統名称として非常用電源発電設備、
0:43:57	という系統名称がつきます、同じように、高圧炉心スプレイ系のほうも、系統名称としては、高圧炉心スプレイ系、
0:44:06	ディーゼル発電設備、
0:44:08	という名前が系統名称としてあるんですけども、工認の要目表の名称としては記載の通りとなっております。
0:44:19	規制庁のテルイです。説明を加えますと一応要目状の設備名称に合わせているということで進め、
0:44:30	どうぞ。
0:44:31	ちょっとわかりにくいかなとは思うのですね、何かもう少し、
0:44:38	工夫はできると例えば

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:41	それで今その工程炉心スプレイ系のとか、その連続して書きちゃうと、説明書っぽく見えちゃうのであれですけどその補足的に説明する意味で、高圧炉心スプレイ系のDNSをタンクとか、
0:44:56	もしかけるのであれば、そういった工夫もしていただきたいんですが、ちょっとそこは検討していただければと思います。内容については理解しました。
0:45:07	はい、中国電力のイタイガワです。了解しました記載については、ちょっと検討して、
0:45:15	適正化を行いたいと思います。以上です。
0:45:19	規制庁まとめてるですとりあえず 4G36 条の 15 条関係は以上ですけれども、それから続いて、27、28。
0:45:34	29
0:45:36	37 で、
0:45:38	何かあれば、
0:45:42	。
0:45:49	規制庁イワサキです
0:45:52	27 条の方のですね
0:45:56	通しの 6 ページのほうで 2 パラ目の
0:46:04	9、
0:46:06	違う規模のみ。
0:46:09	4 行目、工事計画認可申請書のほうの 4 行目で急速に中性子束高等の原子炉スクラム信号を発する安全保護回路を設けているのがあるんですけど。
0:46:23	許可のほうでは、
0:46:26	別に等が入ってなくて給水中性子束高。
0:46:30	による原子炉スクラムなんですけど。
0:46:34	等は何で入れたんですか、何か入っているのかちょっと御説明ください。
0:46:52	少々お待ちください。
0:47:05	中国電力のノウミです。
0:47:08	その他の信号がございまして、ここで代表して中性子束高と。
0:47:16	そういうことで書いてその他につきましては、等ということで表現しております。
0:47:21	以上です。
0:47:31	規制庁イワサキですとであれば、なぜ許可では等が入っていないですかね。
0:47:51	中国電力のノウミです。少々お待ちください。
0:48:08	中国電力のフクマでございまして。先ほどの御確認になりました 9 中性子束高のところですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:16	再度確認させていただきます。他社さんの場合ですとSRNMとかですと中性子束高並び炉周期短のスクラム等ございますけどもそれをまとめて等と言っている可能性ございますけども当社の場合はSrMIRmですので、
0:48:32	中性子束高の信号、
0:48:35	なりますので、ちょっとここについてはですね記載の意図と再度確認していきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。
0:48:43	はい。
0:48:45	はい、よろしくお願いいたします。
0:48:49	続いてですね。
0:48:59	ちょっと資料、
0:49:02	また以上で終わりなんですけど、今の
0:49:07	今の点が 27 条の
0:49:11	11、
0:49:15	12 ページの
0:49:20	一番上の記載。
0:49:26	はい。
0:49:29	次の
0:49:32	28 条の
0:49:36	12 ページ。
0:49:39	どうも。
0:49:42	括弧
0:49:43	漢数字の 5。
0:49:46	D
0:49:49	いや、違う。
0:49:53	うーん。
0:49:56	ここちょっと記載が異なるんですけども、
0:50:04	要するに 28 条のほうでは、
0:50:09	施錠管理等で入っていて、
0:50:12	28 が 27 条のほうでは、はいていないんですけども、
0:50:18	これをちょっと御説明
0:50:21	いただけますか。
0:50:25	中国電力のノウミです。
0:50:28	こちらの記載につきましては、27 条は、設置許可との整合の観点で、
0:50:35	ロックだけの記載にしておりましたが、
0:50:38	御指摘を踏まえまして記載について検討し、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:53	。
0:50:54	。
0:50:58	規制庁テルイですと、途中で音声がかれたんですけど検討しまでは来聞こえたんですけど、Cますということでもいいですか。
0:51:09	中国電力のノウミです。
0:51:12	認識の通りです。
0:51:14	規制庁のテルイです
0:51:17	28条のほうの様式の7-4ページを見てもらえればと思うんですけど、
0:51:27	結局この28条側も、
0:51:29	もともと許可時点では施錠管理等って書いてないんですよね。それを公認段階ではきちんと入れているというところで、そういう意味で、27条がもう結局同じだと思うんですよね。
0:51:48	これ先行さんも同じ整理をされてると思うんですけどその許可では確かに
0:51:56	この文章としては通常時ロックとだけ書いてあるんですけどそれを施錠管理等って工認だけでは基本設計方針としてうたってるということなので、その辺も含めて記載については検討していただきたいと思います以上です。
0:52:23	規制庁のテルイです。今何か発話されました。すみません。音が聞こえなかったの、国なんですけど。
0:52:33	中国電力のノウミです。承知いたしました。
0:52:39	いわゆる規制庁鉄よろしくお願ひします。ほか見ます。
0:52:45	。
0:53:02	規制庁イワサキです。
0:53:08	次へと29条なんですけど。
0:53:13	投資の2ページのところで、
0:53:20	冷却材の系外排出のところなんですけど。
0:53:25	許可では
0:53:28	復水器または液体廃棄物処理系へ排出が可能ないようにするって書いてあるんですけど、
0:53:36	これ公認で復水器。
0:53:40	別に入っていないのはこれは冷却機系統がいいに排出する場合は、だから、
0:53:47	うち復水器落としたっていう理解でいいですかね。
0:54:34	中国電力のノウミです。先ほど音声のほうは届きましたでしょうか。
0:54:42	すみませんちょっと取っついていません。すみません、もう一度お願ひします。
0:54:48	聞いてイワサキです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:52	中国電力のノウミですね、先ほどのご指摘の通り、本資料の通りでございます。
0:55:00	以上です。
0:55:03	承知しました。ありがとうございます。
0:55:14	。
0:55:15	規制庁のテリイです。SARRY31 条蒸気タービン、
0:55:23	いきたいと思えますけど、何か。
0:55:25	そうですか。
0:55:27	大丈夫。
0:55:30	はい。
0:55:35	規制庁イワサキです。それ 31 条のですねと。
0:55:41	3 ページ目をお願いしたいんですけど。
0:55:50	蒸気タービンの定格出力ははい気圧力真空度 96.3kPaですけどこれ許可のほうだと復水器真空度になっているんですけど。
0:56:04	これはIT化、
0:56:06	書いた理由とかございますか。はい、ちょっと多すぎる合間途切れ途切れになっておりますが、
0:56:15	はい。
0:56:18	規制庁イワサキです。
0:56:21	31 条のところの投資の
0:56:25	3 ページ目をお願いしたいんですけど、今音声大丈夫でしょうか。
0:56:31	音声届いておりますありがとうございます。
0:56:34	規制庁イワサキです。データ倒し通しの 3 ページ目ですと。
0:56:41	工事計画認可申請書のほうの蒸気タービンの定格出力は排気圧極真空度 96.3kPaというのと、
0:56:51	許可のほうだと復水器真空度になってるんですけど、これをちょっと
0:56:56	変えた理由というか、ああそうですね改定理由をちょっとここを教えていただければと思います。
0:57:12	中国電力のノウミです。少々お待ちください。
0:57:26	中国電力のノウミですね、こちらの記載につきましては、平成 27 年度に提出させていただきました使用と同様となっております。以上です。
0:57:42	はい。
0:57:43	ではなぜそのときのその時にそそう書いた理由を御説明いただけますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:59	中国電力の加藤でございます経費が少し調べさしていただきたいと思いますが、 けども、おそらくSI単位化で所にkPa表記にしたものと考えております。以上で す。
0:58:13	kPaのほうはわかりました。その排気圧ゆく真空度と復水器真空度の変更の 経緯はそれはあれですかねちょっとお調べして後日教えていただけるという認 識でいいですかね。
0:58:31	中部電力のカトウとございます。すみませんはい、そちらのほう確認させて、ま た別途回答させていただきたいと思います。以上です。
0:58:44	はい。
0:58:46	市町イワサキです。はい、わかりました。
0:58:49	続きですね、投資の 23 ページなんですけれども、
0:58:56	潜航図書さんのほうの一番最初の実線のところ、
0:59:02	ここ主盤年に 1 号の今回の
0:59:08	工事計画認可の方では規制を落としているんですけど、これをもうちょっと
0:59:15	僕はオンサイト確かな規制方針の相違ですとしか御説明されてなかったので、 なぜ落としたかを御説明いただけますか。
0:59:38	中国電力のノウミでございます。少々お待ちください。
1:00:41	中国電力のノウミでございます。
1:00:44	これは先ほど御説明させていただいた中で
1:01:19	おりますので、
1:01:20	他社さんと少し相違が出ているものだと考えております。以上です。規制庁の テルイです。すみませんちょっとこちらのネットワークトラブルですいません。ご 質問指摘事項への回答がすみません聞き取れて年度ですね、もう一度頭から 説明をしていただいてもよろしいですか。
1:01:42	中国電力のノウミです。
1:01:44	こちらにつきましては、先ほどの御指摘につきましては、新規制基準施行後 に、こちらの方から改めて出して提出いたします平成 27 年の
1:01:57	工事計画届け出書届け出書に基づいて記載をさせていただいているものでご ざいまして、記載を落としたということではございません。
1:02:06	以上です。
1:02:19	規制庁のテルイです。
1:02:26	ふうん。
1:02:28	御説明はその理解をしているんですけど、だからこそその先行との差がのせ 整理上の差が出てきているというのは理解していて、なのでですねその

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:42	うんをお願いしたいと存じます。ちょっとテルイさんの発言ととらえてもう一度お願いできますか。恐れ入ります。規制庁のテルイです御説明その 27 年度のいわゆる新基準の届け出で基本設計方針を書いたものがあってそこからの差分があるというので先行と少し
1:02:59	整理上の違いがあるというのは、御説明としては理解をしているんですけど、その今の
1:03:09	資料上ですね、様式 7 もそうです比較表もそうなんですけど、その前提都度に 27 年度ですでに届けて押している基本設計方針から中国電力ニシサコでござい誠に申し訳ございません。
1:03:25	テルイさんの御発言と途中で途切れているんですが、こちらちょっとすみませんでうちのネットワーク環境かボロボロでございまして、
1:03:36	弁
1:03:37	今は音入ってますでしょうか。
1:03:42	地方に行くニシサコです。今大丈夫です。大丈夫ですねじゃあちょっと早口で言いますね。
1:03:48	27 年度の基本設計方針。
1:03:53	等の
1:03:56	変更前後。
1:04:00	もう見るともう少しわかるようになるかなと。
1:04:04	思うので、その
1:04:07	ちょっとその 27 年度にどこどこまで基本設計方針と
1:04:12	もう書いておき旅に関して書いてあって、
1:04:15	それが多分基本的前がそっくりそのまま 27 年度のものを利用して言うところの基本設計方針の前やつが 27 年度に出したそのものが、
1:04:27	ちょっとその辺もよくよくわからないのでですねその 27 年度のものからの変更、変更の差分がわかるようにしていただけるともう少し我々の理解も進むかなと思うんですけどいかがですか。
1:04:39	。
1:04:58	中国電力の加藤でございます。音声大丈夫でしょうか。規制庁とりあえず今聞こえております。
1:05:10	中国電力カトウでございます。
1:05:13	音声のほうを聞こえておりますでしょうか。
1:05:20	うん。
1:05:23	規制庁のテルイですけどすいませんネットワークが、
1:05:28	ヤマネから聞こえてないかな。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:31	期間で中国電力カトウでございます。音声今聞こえてますでしょうか。
1:05:38	うちが規制庁のテルイですけど今はいいましたか、まだいってないですかね、中国のカトウですね今音声聞こえております。このまま発言させていただきますと、あと先ほどテルイ順調だんからお話あったというと、27年度からの差分ですけども。
1:05:55	今現状申請させていただいてるものが27年度当初のものでどう変更ありません。これまで当御指摘を踏まえまして、先方との記載を踏まえて改めて記載の方針について検討させていただきたいと思います。
1:06:11	以上でございます。
1:06:13	。
1:06:14	規制庁のテルイです。20MW7 今だから様式ならの変更前っていうのが基本方針設計方針の前っていうのが27年度のそのものだというのは理解をしましたので、それに基本設計方針があるのでですね。
1:06:30	当然それを前提に方針を書かなきゃいけないのでそういったところで差分が出てくるっていうのは、センコーは、その新基準で1から作ってるところもあるので、
1:06:44	そこで差分が出てくるの所しょうがないところかなと思っていいいます。なので無理に合わせる必要は決してないと思いますけれども、一方でただその結果差分が出てきてしまっているところっていうのは、
1:07:00	その27年当時の議論もあるでしょうけれども、少し
1:07:08	丁寧に説明をしていただけると我々も理解ができるかなと思いますので、その上で、新基準設設工認として必要なものがあれば追加をしてくって掘るような形で、
1:07:26	整理をしていければいいのかなと思いますのでよろしくお願いします。
1:07:33	中国電力カトウでございます承知しました。
1:07:56	中国電力ニシサコでございます。ちょっと今押せ届きましたでしょうか。すいません。規制庁イワサキですが届いておりますあわかりましたありがとうございます。
1:08:06	ちょっと続いてですねおんなじ23ページのところでですね。
1:08:12	1.1の
1:08:16	3パラ目なんですけど。
1:08:18	蒸気タービンは非常用非常長即刻装置が作動したときに達する回転速度ポツ及び
1:08:27	Tb起動時及びと続いているこの文章なんですけれども、この
1:08:34	まずスポーツ及びは、これは何と何をつないでいるか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:39	御説明いただけますか。
1:08:46	中国電力のタカトリでございます。今ちょっと毒性が途切れるようになってございます。
1:08:59	中国電力のタカトリでございます。ちょっと今音声が届いておりません。もう一度御質問をお願いいたします。規制庁イワサキです。すいません、ちょっとネットを確認してちょっと
1:09:10	再度御質問させていただきます少々お待ちください。
1:10:17	ほか、
1:10:18	はい。
1:10:21	規制庁イワサキです。今音声いかがでしょうか。
1:10:28	記憶によくニシサコです。音声力です。
1:10:33	すみません、／規制庁イワサキですね、ちょっとそれでは等、
1:10:38	当初 23 ページの 1 ポツ 1 蒸気タービン本体の 3 パラ目の
1:10:45	ページ蒸気タービンはと非常用長速装置が作動したときに達する回転速度ポツ及び
1:10:52	Tb起動時のTb来土壌予備という文章が部分があるんですけど、この回転速度ポツ及びはこの及びは何と何をつないでいるか。
1:11:05	説明いただけますか。
1:11:13	中国電力のノウミでございます。
1:11:16	こちらにつきましては、先ほどご指摘がございました通り、
1:11:23	27 年度の記載をそのまま申請者才能記載の通りとなっておりますが、それも御指摘を踏まえまして、記載については、検討の上資料に反映したいと思います。以上ですが、御質問につきましては非常送水長速装置が
1:11:41	作動したときに達する回転速度とタービンの、
1:11:46	同時及び、停止過程を含む。
1:11:50	そういうところで、及び
1:11:54	記載しております。
1:11:56	修正につきましては、検討している半資料に反映したいと思います。以上です。
1:12:18	中国電力のノウミでございます。先ほどの
1:12:22	御説明は音声が届いておりましたでしょうか。
1:12:27	規制庁イワサキです。
1:12:29	さっきの、先ほどの御回答といたしまして何か一同、
1:12:37	全体的になぜ変えたかというのとかをちょっと見直して、
1:12:46	最後に再度資料直して再度ご説明いただくような

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:52	感じでよろしいですかねということ。
1:13:04	規制庁のテルイです。先ほど聞こえてますから、ノウミでございます。
1:13:11	タナカナあ。
1:13:13	駄目かなあ。
1:13:15	はい。
1:13:16	規制庁中国電力のノウミでございます。
1:13:20	音声の方は届いておりますでしょうか。
1:13:31	。
1:13:46	中国電力ニシサコでございます音声届いておりますでしょうか。
1:13:54	はい。
1:13:55	規制庁のテルイですけど、今、今、聞こえますかね。
1:13:59	はい。
1:14:02	今、今届いておりますが、ほぼ規制庁てるすいません我が社のネットワーク環境が不安定で申し訳ございません。
1:14:11	実はこの 31 条についてはですね先ほども申し上げた通りですね 27 年度のその届け出をした基本設計方針。
1:14:25	うーん。
1:14:27	の多分そうすると次の多分考え方があって今こういう形で基本設計方針が整理されてると思っているので、
1:14:36	そこをこうじゃそこを踏まえて指針新基準になったときに立つべきなのか渡さないといけないのかっていう議論を 1 回その 27 年度の
1:14:49	考え方をきちんと整理をしないと何かあまりこう、このまま議論を進めても仕方がないかなという気がするのですね、一度 27 年度の部分を整理した上で、
1:15:07	今今二目 27 年度で書いてることって結局奉仕比較表としては方針の相違というだけで
1:15:16	また、まとめられちゃってるところはあるんですけど、そこら辺をもう少し、何でもこうしてるのかっていうところが明確になればですね、これはこのままでいいかなとか、この部分はでもそれでも書き足りてないから、追加しなきゃいけないかなというところが見えてくるかなと思いますので、
1:15:33	少しその辺の整理は先ほど言いましたけどその辺の整理をしていただいて、改めてヒアリングするということで進めていきたいと思います以上です。
1:15:47	中国電力のノウミでございます。
1:15:50	拝承いたしました。
1:15:54	規制庁のテルイです。また、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:05	規制庁イワサキです。すいません後ちょっと最後の瑣末なことであれなんですけど
1:16:11	31 の 25 ページの
1:16:14	検査名称の相違のところでは新検査制度施行のこの字が違いますので矢野と一緒に直していただければと思いますはいお願いします。
1:16:29	中国電力のノウミでございます。
1:16:32	大変申し訳ございません。修正して、資料に反映させていただきたいと思います。
1:16:37	以上です。
1:16:39	。
1:16:40	規制庁テルイですとか、全体を通じて何か。
1:16:46	ありますか。よろしいですか。はい。
1:16:49	それを中国電力から何か追加の説明とございますか。
1:16:59	中国電力ニシサコでございます。特にございません。ありがとうございます。駐車はテルイですと、それでは指摘事項の確認をしたいと思いますが、よろしいですか。
1:17:14	中国電力のナカシマです。
1:17:18	そう。
1:17:26	起動。
1:17:28	お時間出力の。
1:17:31	規制庁のテルイです。
1:17:34	について確認して説明されることを記載しておりません。すいません。規制庁のテルイです。
1:17:43	はい、私もですね、どうぞ。すいませんちょっと今指摘事項の確認と申し上げて或いはちょっと始めていただいたんですけど、ちょっとすべて我々のほうの通信環境があまりよくなくてですね、あの映像もちょっと映像も来ると、多分容量が結構大変で、
1:17:59	音をちょっと途切れ途切れになるので、ちょっと今回に限ってはその指摘事項の確認は
1:18:07	我々も
1:18:09	自分らで指摘したことを覚えてますのでですね、ちょっとここからはそこは割愛をさせていただきたいと思います。
1:18:22	中部電力の中島です。了解しました。
1:18:25	はい。それでは本日のヒアリングはこれで終了させていただきたいと思います。つう仕掛け悪くて申しわけございませんでした。ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。